



知らず知らずのうちに… 他人の心を傷つけていませんか？

～同和問題啓発強調月間によせて～

同和問題は、今日においてもなお同和地区の人々が、就職や結婚などにおいて差別され、その基本的な人権を侵害されることがあるという重大な社会問題です。

滋賀県および各市町では、同和問題についての正しい理解と認識を深め、県民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて主体的に行動してもらうよう、9月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。米原市においても期間中にJR米原駅や量販店などで街頭啓発活動を行うなど、集中的に啓発事業を行っています。

身近にある差別

日本国憲法第十四条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたわれています。

同和問題は、どこに生まれたか、どこに住んでいるかなどで差別する問題であり、同和地区出身という理由から、不当な差別が行われています。

市では、同和問題をはじめさまざまな人権問題に取り組んでまいりましたが、この問題解決に積極的に取り組むことは、人権尊重の意識を根付かせ、差別や偏見をなくし、私たちの身のまわりを良くしようとする思いにつながります。

人はふだん何事もなく差別意識を持っていないようでも、いざ何事がある時には自分本位な考え方

で他人を中傷し、差別するものです。特に同和問題は日本の歴史的過程の中で作られた身分差別であり、差別意識を刷りこまれた人は、自分の過ちに気付かない限り、子や孫にまで誤った認識を伝えていくこととなります。

差別は自然となくなるのか

「年月がたつにつれて差別は自然になくなるだろう」という声をよく聞きますが、部落差別はそっとしておけば、そのうちに自然となくなるのでしょうか。この考えは、差別を受けている人に、差別がなくなるまで我慢を強いることにならないでしょうか。

また、「私は関係ない」などと、差別に無関心になつてはいないでしょうか。無関心していると、身近に差別が起こっても気付くことなく、差別を温存させることにつながります。正しい知識を得ることができないことから誤解や偏見を生み、知らず知らずのうちに他人の心を傷つけるなど、新たな差別にもつながりかねません。

身分制度が廃止されてから長い

年月が経過してはいますが、依然として差別はなくなりません。私たち一人ひとりが、差別の現実を再確認する必要があるのではないのでしょうか。

みんなで差別をなくす努力を

私たちは生まれながらにして、人間らしく幸せに生きていくための権利である「基本的人権」を持っています。基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として、私たち一人ひとりに与えられたかけがえのないものです。

幸せに生きたいとの思いは、誰もが同じ願いです。部落差別をなくしていくことは、同時にすべての人の基本的人権の侵害を許さないことにつながり、市民一人ひとりが自由に、平等に、人間らしく生きていくことができる社会になります。

今後もみんなが力を合わせて、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていきたいと思います。

お問い合わせ

総務部 人権政策課（米原庁舎）
☎521-6629 ☎521-4539